

業務部速報



No. 96

発行 25. 12. 19

JR東労組 業務部

申5号 「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について(その2)」に関する申し入れ 第6回団体交渉(12/11)②

(賃金制度の見直し)

●組合 ■会社

(4)現在、技能手当の支給対象となり、「特定資格取得による職務能力給の加算」および「業務手当(指定)」に指定されていない支給対象を追加すること。



- 技能手当の支給対象者は業務に有用な資格を有しているから手当が支給されていた！
- 支給対象に追加するべきだ！

- これまで手当として支給していたが、今後は職務能力給に含まれる
- 今後の組織と働き方を見て、業務手当(指定)を判断した
- 必要とされる資格等を定めている。時代に即して手当していく
- 提案の内容で妥当である

●技能手当が支給されている全ての資格を持つ業務はこれからも残る！支給対象外となることは不利益だ！

11. 自動車等で通勤する組合員の通勤手当の支給額を増額すること。



- 昨今の物価高を受け、燃料費なども高騰している！
- 特に地方では、通勤手段が自動車に限られる場合もある！ガソリン代高騰は死活問題だ！

- 主張は受け止める
- カフェテリア・プランの見直しで示しているが、JR東日本グループカフェテリア俱楽部でガソリン代や電気代などの生活関連サービスが割引になる。福利厚生を含めた中でケアしていく
- 提案の内容で妥当である

●状況の変化に合わせて引き続き議論をしていくことを確認！

12. 特定時間割増手当導入に伴い、フレックスタイム制勤務を適用する組合員については、コアタイムのみの支給ではなく、労働した時間を特定時間割増手当の支給対象とすること。



- 実際に労働した時間に対して、手当を支給するべきだ！

18:00	20:00	22:00	5:00	7:00	9:00
G単価 15/100	F単価 30/100		C単価 45/100	F単価 30/100	G単価 15/100

- フレックスタイム制勤務は自由に働くことからF・G単価を除く。C単価は法令で定められている。G単価のところばかりで働く人が出てしまう制度設計ではない
- フレキシブルタイムに自主的に働いてもらうものであり、社員が選択する時間の支給は行わない
- 提案の内容で妥当である

●工務職場はフレックスタイム制勤務。職場実態は、フレキシブルタイムに判定作業を行っているが、割増手当が適用にならないのは納得いかない！

■一般的にも夜間作業に従事したくないと言う声があることは承知している。深夜帯については、C単価を増額してケアしている

●実労働時間に対する割増賃金が付かないのは不平等だ！